回覧

令和８年（2026 年）８月

自治会町内会会員各位

鎌倉市市民安全課
（鎌倉市消費生活センター）

消費者トラブルに関する注意喚起について

日頃から、消費者行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

消費者トラブルに関する最新の事例をいち早くお伝えするため、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」をお届けします。御家族や知人へお知らせいただくなど、消費者トラブルの予防や早期発見、拡大防止のために御活用ください。

消費生活センターは、消費者と事業者との間に起きたトラブルについて、中立・公正な立場で解決を図る窓口です。

- 「お試し」「１回だけ」のつもりで申し込んだが定期購入になっていた
- ネットで買い物をしたが、商品が届かず連絡もできなくなった
- トイレが詰まり慌てて修理を依頼したら、思いがけず高額だった

など、困ったことや不審なことがございましたら、鎌倉市消費生活センターへお気軽に御相談ください。

鎌倉市
消費生活センターへ
ご相談ください

鎌倉市役所本庁舎１階44番窓口
0467-24-0077（直通）
【対象者】鎌倉市内に在住、在勤、在学の方
【相談日】月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
【相談時間】午前９時30分から午後４時まで
【相談方法】電話または来所

土日祝日のご相談は、消費者ホットライン（局番なし）188へ

メールでの相談は、かながわ中央消費生活センターへ

見守り新鮮情報

断っているのにしつこい勧誘電話 法律違反です

事例1 毎日のように「何にでも効く」という健康食品の**勧誘電話**がかかってくる。あまりに**しつこい**ので購入を**承諾**してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約11万円と**高額**だ。年金生活で支払いも厳しく、**解約**したい。（80歳代）



©Kurosaki Gen

事例2 お得な電気料金のプランがあると**電話**がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「**必要ない**」と言っているのに、**何度も電話**がある。電話が**来ないように**してほしい。（80歳代）

ひとこと助言



- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第465号（2023年10月31日）発行：独立行政法人国民生活センター